

事務連絡  
平成 23 年 12 月 13 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

#### 社会福祉施設等におけるノロウィルスの予防啓発について

今般、感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、別添のとおり、平成 23 年 12 月 2 日付事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウィルスの予防啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課連名）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図り、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウィルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウィルスに関する Q&A」を参考に、所管の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。

事務連絡  
平成23年12月2日

各 { 都道府県  
保健所設置市 } 衛生主管部 御中  
特別区

厚生労働省 健康局 結核感染症課  
医薬食品局 食品安全部 監視安全課

### 感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について

日頃より感染症及び食中毒に係る調査等へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向となっており、本年も、感染性胃腸炎の定点当たりの届出数が、第42週以降増加しております。

この同時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くはノロウイルスによるものであると推測されており（国立感染症研究所感染症情報センターホームページ <http://idsc.nih.go.jp/iasr/noro.html> 参照）、今後のノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生動向には注意が必要な状況となっております。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンを迎えることに鑑み、「ノロウイルスに関するQ&A」を参考に、地域住民や社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、これまで感染者が食品の調理に従事することによる食中毒も多発していることから、関連通知を参考にノロウイルスによる食中毒の発生防止対策にも留意願います。

(参考)

ノロウイルス検出状況 2011/12シーズン  
<http://idsc.nih.go.jp/iasr/noro.html>

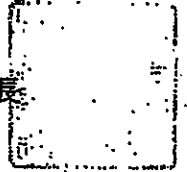
ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：平成23年5月29日）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>



雇児総発第1226001号  
 社援基発第1226001号  
 障 企発第1226001号  
 老 計発第1226001号  
 平成19年12月26日

各 〔 都道府県  
 指定都市  
 中核市 〕 民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる  
 感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、昨今の状況を踏まえ、既に「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)を通知したところです。

今月に入り、特別養護老人ホーム等の入所者が、感染性胃腸炎を発症し、死亡する事例が増加しており、また年末年始に向けて各施設等への来訪者が増大するにつれ、さら

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31日厚生省令第39号)

－ 抜 粋 －

衛生管理等

第27号 第2項

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

【第2項4号の「厚生労働大臣が定める」】：平成18厚労告268（厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

※ なお、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」においても、上記「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」と同様の規定である。

## 【Ⅰ. 感染症発生の防止】

ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子どもや高齢者などでは重症化したり、吐ぶつを誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。高齢者が集団で生活している施設においてノロウイルスが発生した場合、感染者の吐ぶつや排泄物から二次感染や飛沫感染を予防し、まん延を防ぐことが重要です。

皆様の周りの方々と一緒に、次の予防対策を徹底しましょう。

○患者の排泄物や吐ぶつには大量のウイルスが排出されるので、

- ①食事の前やトイレの後などには、必ず手を洗いましょう。
- ②下痢やおう吐等の症状がある方は、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。
- ③胃腸炎患者に接する方は、患者の排泄物や吐ぶつを適切に処理し、感染を広げないようにしましょう。
- ④おむつ交換の際は、1人ごとに手洗いや手指消毒をしましょう。  
※おむつの一斉交換は感染拡大の危険が高くなります。

○子どもやお年寄りなどの抵抗力の弱い方の食事について、加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱するようにしましょう。また、調理器具等は使用後に洗浄、殺菌をしましょう。

## 【Ⅱ. 発生状況の把握】

- (1)施設利用者と職員の健康状態(症状の有無)を把握し、発生した居室・階ごとにまとめ、受診状況や診断名、検査と治療内容を記録しましょう。
- (2)職員や来訪者の健康状態によっては、利用者との接触を制限したり、面会を制限したりする等の措置を講じてください。
- (3)特に食品への二次汚染を防止するため、食品取扱者は日頃から自分自身の健康状態を把握し、下痢やおう吐、風邪のような症状がある場合には、調理施設等の責任者(営業者、食品衛生責任者等)にその旨をきちんと伝え、適切な対応を取りましょう。

## (2)吐ぶつや排泄物の処理には細心の注意

### <準備>

次のようなものを常にセットにして用意しておくと慌てず対応できます。

使い捨てビニール手袋、マスク、エプロン、ペーパータオルか布、  
ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)、  
バケツ(ペーパータオルを湿らせるため)

### <手順>

①窓を開け換気をしましょう。

②手袋、マスク、エプロンを着けてください。

③ペーパータオルなどを軽く湿らせ、吐ぶつ等に覆いかぶせ、外から内  
に向けて静かに拭き取ります。一度使ったペーパーは捨てます。

④拭き取ったペーパーや布はビニール袋に入れて密封してください。

⑤おう吐した場所や、汚れた床と周囲は次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約  
1000ppm)などを染みこませたペーパータオルや布で覆うか、浸すように  
拭き、その後、水拭きします。(漂白作用があるので注意しましょう。)

使用した洗面所等もよく洗い、消毒をしてください。

⑥おむつ等は速やかに閉じて排泄物等を包み込み、ビニール袋に密封し  
破棄します。

⑦手袋、マスク等もビニール袋に入れて処分し、入念に手洗いをしましょう。

⑧トイレ使用の場合も換気を十分にし、便座等環境の消毒も十分にしてくだ  
さい。

\* 下痢等の症状回復後も数日～数週間にわたってウイルスを含む  
ふん便が排泄されるため、注意してください。

## (5)感染者が発生した場合の環境の消毒

ノロウイルスは感染力が強く、直接吐ぶつ等が付着したところだけではなく、環境(ドアノブ、カーテン、リネン類、日用品など)からもウイルスが検出されます。

感染者が発生した場合、換気を十分しながら、これらの環境についても次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度約1000ppm)などを使用して消毒しましょう。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があるので、消毒後の薬剤の拭き取りを十分にしてください。

## **【IV. 医療処置】**

おう吐、下痢など感染症状が発生した場合、施設職員は、感染症の症状を緩和し回復を促すために、速やかに配置されている医師や看護職員に連絡して指示を仰ぐとともに、必要に応じて、協力病院をはじめとする地域の医療機関との連携を図り、早期に対応してください。

特に高齢者の場合、脱水症状で体力が低下したり、吐ぶつを誤嚥しやすくなったりすることもあり、重症化することもあるので、疑わしい症状が生じた場合には、協力病院をはじめとする地域の医療機関への早期受診など適切な対応を取りましょう。